



税額控除基準の明確化

2009 年 9 月 4 日付で、《国家税務総局大企業税収管理司：2009 年度税収自己調査の關係政策問題に関する書簡》（企便函[2009]33 号）が公布されました。これについて税務局のスポークスマンはこれまでの既存の法規を改めて述べたものであると説明しておりますが、ここでは一般的な企業・個人に関連する部分についてその内容をご紹介します¹。

1. 企業所得税

（1）企業職員の自家用車燃油費精算

① 2008 年 1 月 1 日以前

2008 年 1 月 1 日以前は、企事業単位の公務用車制度改革後は、規定の基準により従業員に対して精算する燃油費はいずれも企事業単位の賃金給与支出に該当し、一律企事業単位の賃金総額に算入する必要があります。そして、税額計算賃金または出来高賃金標準にしたがって税前控除を行います。

② 2008 年 1 月 1 日以降

2008 年 1 月 1 日以降は、企業が従業員に対して精算する燃油費は、職員の交通補助として職員福利費の中より控除します。

（2）企業が職員のために購入する傷害保険

企業が特殊職種の職員のために支払う人身安全保険費ならびに控除することができると規定されているその他商業保険費²を除き、企業は投資者または職員に支払った商業保険費について企業所得税前控除を行うことはできません。

（3）2008 年賃金税前控除方式変更の前後税収引継ぎ

¹ 本「書簡」は企業所得税・個人所得税・増値税・消費税・営業税・印紙税の 6 項目についてそれぞれ言及されております。

² 高所危険工種に従事する職員が加入する労災保険、社用で出張の職員が毎回加入する航空傷害保険といったものが該当します。

賃金給与は実際の支給を原則とします。企業が2007年度に計上しすでに税前控除した賃金は、2008年度に実際に支給した際に改めて税前控除を行って納税調整を行います。また、各地税務機関に対して、この段階での再チェック中において重点再チェックの政策要点として、企業に対し自社調査調整をするよう促しています。

(4) 企業が退職者に対し支給する補助の税前控除

企業が退職者に支給する補助は税前控除することはできません。退職者が取得するこの種の補助については、規定にしたがい個人所得税を源泉徴収することになります。

(5) 発票のない水・電気費用の税前控除

企業とその他企業または個人が水、電気を共用し、水、電気の発票を取得することが出来ない場合、双方の借用契約、電力並びに給水会社が借り手に発行する水、電発票オリジナルまたは写し、双方が確認した用水、電量分割表などの証憑で、事実に基づき税前控除を行います。

(6) 経済補償、生活補助等の税前控除

企業が労働関係解除により職員に支払った経済補償、生活補助等の支出は、職員に支払った経済補償金に従って企業所得税税前控除することができます。

(7) 自己調査による増加調整の税額控除

今回企業自己調査で増加調整された課税所得額は、以前年度の赤字から補填することができます。減額調整となった課税所得額については、所得税過払いの場合は一時的に税額控除を行わず、以降年度の課税額より相殺します。

2. 個人所得税

(1) 企業が職員に支給する交通補助

企業が自家用車燃油費精算等の方式を採用して職員に交通補助を支給する行為は、一定標準の公務費用を控除後、「賃金給与」所得項目にしたがって個人所得税を計算して徴税します。公務費用控除標準は現地政府が制定しますが、現地政府が公務費用控除標準を制定していない場合は、交通補助全額の30%を個人収入として個人所得税を源泉徴収します。

(2) 企業が職員に支給する通信補助

企業が職員に支給する通信補助は、一定標準の公務費用を控除した後、「賃金給与」所得項目にしたがって個人所得税を計算徴税します。公務費用控除標準は当地政府が制定しますが、当地政府が公務費用控除標準を制定していない場合は、通信補助全額の20%を個人収入として個人所得税を源泉徴収します。

(3) 企業が職員のために購入する傷害保険の個人所得税

企業が従業員のために支払う免税となる保険金について、企業が保険会社に納付する時

に従業員の当期の賃金収入に計算し、「賃金給与所得」項目にしたがって個人所得税を計算徴税します。

(4) 企業年金

年金については個人所得税を源泉徴収することになります。個人が毎月得るべき年金は以下の公式で計算します。

個人が毎月得るべき年金 = 企業が統一的に年金を計上する際に用いる具体的標準×一人あたり毎月賃金総額

この公式により年金額を計算し、個人所得税を源泉徴収します。

(5) 一括性補償費

企業が労働関係を解除した人員に支払う一括性補償費は、源泉徴収義務者が納税人に対し税額を追加納付するよう指示する必要があります。

(6) 企業が職員のために納付する医療保険補助

この種の補助については個人所得税を源泉徴収することになります。企業が保険会社に単独で口座開設を委託し、集中管理を行い、個人口座を開設していない場合、毎月の得るべき医療保険補助を以下の公式で計算します。

毎月の得るべき医療保険補助 = 企業が統一的に計上する際に用いた具体標準×一人あたり毎月賃金総額

この公式で計算された金額の全額を当月賃金に合算し個人所得税を源泉徴収することになります。

以 上

*弊社ウェブサイト (<http://www.jris.com.cn/>) でバックナンバーをご覧頂くことができます。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 税制、法律、外貨管理制度等は中国当局により変更されることがございますので参考資料としてご利用ください。2. 本資料は、作成日時時点で弊社が入手し得る資料及び一般に信頼できると思われる情報源に基づいて作成されたものですが、情報の正確性、完全性につきましては、弊社で保証するものではありません。本資料の内容につきましては、あくまで弊社の意見を示すものに過ぎません。また、本資料の一部または全部を、電子的または機械的な手段を問わず、無断で複製または転送などを行わないようお願いいたします。 |
|---|